資料３

鎌倉海浜公園（坂ノ下地区）整備事業

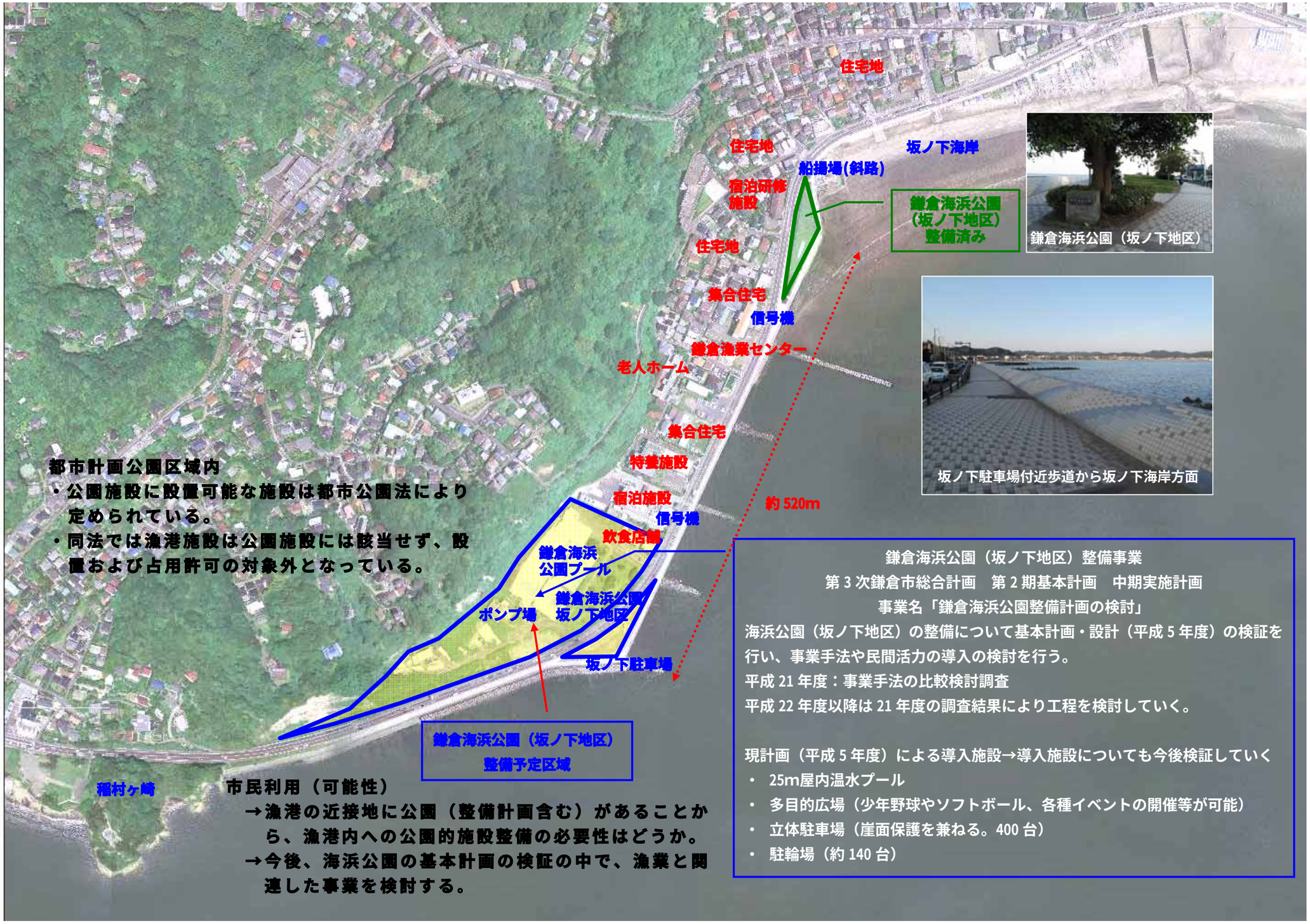

都市計画公園区域内
・公園施設に設置可能な施設は都市公園法により定められている。
・同法では漁港施設は公園施設には該当せず、設置および占用許可の対象外となっている。

市民利用（可能性）
→漁港の近接地に公園（整備計画含む）があることから、漁港内への公園的施設整備の必要性はどうか。
→今後、海浜公園の基本計画の検証の中で、漁業と関連した事業を検討する。

鎌倉海浜公園（坂ノ下地区）整備事業
第 3 次鎌倉市総合計画　第 2 期基本計画　中期実施計画
事業名「鎌倉海浜公園整備計画の検討」

海浜公園（坂ノ下地区）の整備について基本計画・設計（平成 5 年度）の検証を行い、事業手法や民間活力の導入の検討を行う。
平成 21 年度：事業手法の比較検討調査
平成 22 年度以降は 21 年度の調査結果により工程を検討していく。

現計画（平成 5 年度）による導入施設→導入施設についても今後検証していく
- 25m屋内温水プール
- 多目的広場（少年野球やソフトボール、各種イベントの開催等が可能）
- 立体駐車場（崖面保護を兼ねる。400 台）
- 駐輪場（約 140 台）